

## 【研究論文】

## 経営税務論の展開

— 企業者職能論に基づく考察 —

関 野 賢

(近畿大学)

## I 序

日本の経営学の領域では租税に関する研究がほとんど見られないのに対して、ドイツにおいてそれは経営税務論として確立している。その理由には次のことがある。まず、日本では経営学と会計学が別の領域で研究されているのに対して、ドイツにおいて会計学は計算制度として経営学の一部領域で取り組まれている。さらに、ドイツの経営税務論を専攻する研究者は実際に政府の税制に提言を行う立場にある。このような理由から、ドイツの経営学において租税の問題が考察されているのである。ただし、それらの研究の多くは税制の説明に終始している。しかし、そこでは、個別経済の観点から税制の分析、すなわち企業管理者の立場から彼らの意思決定への課税の影響が論じられなければならない。

本稿においては、まずドイツにおける経営税務論の歴史を振り返り、そこで取り組まれている課題を明らかにする。さらに、ドイツの経営経済学者シュナイダー (Schneider, D.) が主張する企業者職能論 (Lehre von den Unternehmerfunktionen) の観点から投資決定に対する企業課税の影響がいかに論じられるのかということ考察する<sup>(1)</sup>。

## II 経営税務論の課題

ドイツにおいて経営税務論の課題は時代の変遷とともに変化してきた。まず、経営税務論は、1919年のフィンドアイゼン (Findeisen, F.) による新聞論説がきっかけとなり本格的に取り組まれるようになった<sup>(2)</sup>。それ以前も租税に関する経営学的な考察が行われ、その起源は18世紀に遡る。しかし、それらは散発的な研究であり、体系化されたものではなかったのである。この研究がフィンドアイゼンの時期に本格化された理由として次のことが考えられる。第1次大戦以前のドイツでは企業の意思決定に対する課税の影響は小さく、他の意思決定要因と比べて考慮する必要性がなかった。しかし、第1次大戦の賠償金支払いとワイマール共和国における社会保障政策のための増税によって企業における租税の負担が大きくなったのである。この時期に、彼は租税制度を私経済的な側面から考察する理論と実務における専門家 (租税コンサルタント) を専門職として確立すること、そのための人間を育成する高等教育機関を開設することを主張した<sup>(3)</sup>。彼と同時期に、シュミット (Schmidt, F.) やグロスマン (Großmann, H.) 等が大学に経営税務論の講座を開設し、経営税務論の体系化を試みた。フィンドアイゼンは租税経営論 (Steuerbetriebslehre) において、企

業課税の最も目的適合的な形態を研究し、それによる経営経済への影響を比較・批判した<sup>(4)</sup>。彼は租税経営論を経営経済学の一構成要素であると見なし、そこに商人の租税技法を含まなかったのである。

1940年代に入ると、経営税務論において租税計算論としての取り組みと方法論的な研究に重点が置かれるようになった。アウファーマン (Aufermann, E.) は企業計算制度上での租税の問題、すなわち純粹な租税計算論に取り組んだ<sup>(5)</sup>。それに対して、ポーマー (Pohmer, D.) やシェルプフ (Scherpf, P.) は経営税務論の方法論的問題を取り上げ、経営税務論と一般経営経済学との関係ならびに経営税務論と財政学や税法学との関係を考察したのである<sup>(6)</sup>。

1960年代以降、経営税務論は現代まで続く展開段階へ入ったが、そのきっかけはヴェーエ (Wöhe, G.) の著書である。彼は、企業計算制度への租税の影響とともに、企業の構造要因や主要機能への租税の影響、すなわち企業の意思決定に対する租税の影響を研究することで、経営税務論と一般経営経済学との結びつきを確立したのである<sup>(7)</sup>。ローゼ (Rose, G.) やシュナイダーなどの経営税務論の代表的な研究者も、企業における租税の影響を個別経済的な観点から考察すること、すなわち企業の意思決定に対する租税の影響を論じることが経営税務論の中心的な課題であると主張している。

ヴェーエによると、経営税務論の課題は、課税によって生じる経営上の問題を分析し、それに基づいて意思決定代替案を提示すること、そして、企業課税の影響を批判的に研究し、税制改革への提案を行うことである<sup>(8)</sup>。このことは次の3つの課題から成り立っている<sup>(9)</sup>。第1の課題は、経営の要因やプロセスに租税がいかなる影響を及ぼすのか、そして、租税負担を最小にするために経営者がいかなる意思決定を為すべきかを明らかにす

ることである。これは経営経済的租税影響論 (betriebswirtschaftliche Steuerwirkungslehre) および経営経済的租税形成論 (betriebswirtschaftliche Steuergestaltungslehre) において取り組まれる。第2の課題は、税制が経営の計算制度にいかなる影響を及ぼすのか、また、課税標準の算出や形成のために経営の計算制度がいかに構築されるべきかを考察することである。第3の課題は既存の税制の分析や企業課税改革への提案であり、これは税法形成論 (Steuerrechtsgestaltungslehre) において取り組まれる。前述したように、経営税務論の本質的な課題は企業の意思決定に対する租税の影響を考察することであるということから、ヴェーエにおける第1の課題が本質的な課題であると考えられる。

### III 経営税務論と投資決定

経営税務論においては、租税が意思決定にいかなる影響を及ぼすかという租税影響論的な考察と、それに基づいてどのような意思決定を為すべきかという租税形成論的な考察が行われる。その際、企業の意思決定に対する租税の影響として、企業目標への影響、企業政策への影響ならびに企業全体の意思決定過程への影響が挙げられる<sup>(10)</sup>。これらの影響は、次のような三段階の基準が満たされる場合にのみ、企業政策における計画に組み込まれるのである。三段階の基準とは、第1に、意思決定に影響を及ぼす経済的要因値が税法上の課税標準と関係があること、第2に、課税によって意思決定代替案の優先順位が変化すること、第3に、このような租税の考慮が経済的であることというものである<sup>(11)</sup>。

以下においては、意思決定を投資決定に限定する。その場合、投資決定における経済的要因値が課税標準と関連し、それが意思決定を規定し、さらにこのような考察自体が経済的であるというこ

とが、投資決定において租税を考慮することに対する前提となる。租税を考慮することが経済的であるか否かということに関して一般的な言明を得ることができないため、ここでは第1と第2の基準に限定して、経営税務論において投資決定がいかに論じられ得るのかということをはっきりとしたい。そこでキーとなる概念が租税パラドックスである。租税パラドックスとは、租税を考慮する前と考慮した後で投資代替案の優先順位が変化する現象である。

この現象は投資案の評価において正味現在価値法を用いた場合に起こりうる。一般的に課税原則として課税の投資中立性が認められている以上、理論的には租税は企業の意思決定に影響を及ぼさないと考えられる。すなわち、租税支払いによって企業の支出は増大するが、この支出によって投資代替案の優先順位は変化しないのである。しかし、税制が社会政策的な目的なども踏まえて制定されることもあるため、課税の影響によって投資中立性が損なわれ、投資代替案の優先順位が変化することも起こりうる。この租税パラドックスを取り上げることが、経営税務論において投資決定を論ずる場合の主要なテーマである。

そこでは、次のような2つの課題が考えられる。第1の課題は、一般的な投資決定においてなぜこの現象が発生するのかということをはっきりとすることである。この要因のひとつに減価償却による影響がある。減価償却は実際には現金支出を伴わないため、正味現在価値法においては減価償却額の内部留保による利子効果が発生する。この効果は減価償却額と利子率、すなわち資本コストを乗じた大きさである。また、減価償却による利子効果と課税との関係においては、減価償却費が費用として計上されることから、そこで内部留保された金額に租税が課されないため、租税支払いが後の期間に繰り越される租税繰越と同様の効果が生じるのである。このことから、後の期間に繰り

越された金額、換言すると減価償却額に税率を乗じた金額に利子率、すなわち資本コストを乗じた大きさが、減価償却と課税によってもたらされる利子効果となる。この影響により租税パラドックスが引き起こされる。もちろん、資本コストへの課税の影響も考慮する必要がある。

租税パラドックスを取り上げる場合の第2の課題は、現行の税制の枠組みにおいて租税パラドックスが発生しうるのか、また、行政によるさまざまな投資促進措置が投資決定にいかなる影響を及ぼすのかということをはっきりと論ずることである。前述の第1の課題は、投資決定への租税の影響に関する一般的な問題の理論的考察である。それに対して、租税パラドックスおよび投資中立性という観点から、現行あるいは将来の税制が（主として批判的に）分析されたり、また、地域限定、期間限定あるいは産業限定などのように限定的に実施される投資促進措置に課税がいかなる影響を及ぼすのかということが考察されたりするのである。

#### IV 企業者職能論

シュナイダーは自らが構築した企業者職能論をもとに経営経済学の体系化を試み、それを制度の個別経済学 (Einzelwirtschaftstheorie der Institutionen) と称した<sup>(12)</sup>。そこでは、所得の獲得と使用の側面が考察の対象である。その際、人間の知識が不完全で不均等に分布していることが前提とされているため、人間が将来に獲得する所得は計画で意図されたものと異なることがあると考えられる。この相違は所得の不確実性と称され、制度の個別経済学ではそれをいかに減少させるのかということが論じられるのである。このような所得の不確実性を減少させるために制度が構築されるが、この制度は「規則システム (秩序) としての制度」と「行動システム (組織) としての制度」を意味する<sup>(13)</sup>。また、これらの制度を用いて

自らの所得の不確実性を減少させようとする人すべてが企業者であると見なされる。この企業者が行使する職能には次のことがある<sup>(14)</sup>。第1の職能は、他人から所得の不確実性を一時的に引き受け、制度を構築することである。第2の職能は、裁定利益あるいは投機利益を追求し、外部に向けて制度を維持することである。企業者は一義的には自らの所得の不確実性を減少させることを目的とし、他人の所得の不確実性を減少させることを意図しているわけではない。最後に、そのような裁定利益を獲得するために、企業者は市場条件や環境条件の変化に適応しなければならない。そのための第3の職能は、変革を遂行し、内部に対して制度を維持することである。

## V 経営税務論と企業者職能

このような企業者職能の観点から、具体的に企業の問題がいかに考察されるのかということについてシュナイダー自身は言及していない。以下では、投資決定における租税の問題がこの企業者職能論の観点からいかに取り扱われるのかということをも明らかにしたい。

企業者職能論において、企業のさまざまな問題が企業管理者の意思決定問題として取り上げられる。そこでは、他人の所得の不確実性を引き受ける企業者がマネージャーと称されるが、これは企業において企業管理者あるいは経営者である。したがって、彼らが裁定利益を獲得するためにいかなる意思決定を為すのか、また、どのような制度を構築するのか、あるいは、組織をいかに改革するのかということが考察される。すなわち、企業者職能論に基づいた企業の個別問題の考察では、企業管理者が不完全な知識の不均等分布を利用して利益を獲得するために、いかなる意思決定を為すのかということが明らかにされるのである。

前述したように、経営経済学において租税の問

題を取り上げる場合、意思決定の問題として租税影響論や租税形成論が論じられなければならない。したがって、企業者職能論の観点から企業課税の問題に取り組む場合、企業管理者が自らの知識の優位性を用いて利益を獲得するために、租税を考慮した際にいかなる意思決定代替案が有利であるのか、あるいは、いかにして租税負担が削減されるのかということが明らかにされなければならないのである。

このことから、投資決定における租税の問題は企業者職能論の観点から次のように取り扱われるべきである。シュナイダーは、企業課税の問題として政府による租税政策の不適切性を指摘する。この不適切性は、課税の投資中立性を損なう可能性があることを意味する。この原因は政府における知識の不完全性である。このことを企業管理者の意思決定問題として取り上げるなら、彼らがこの不適切性を利用することにより、いかにして利益を獲得することができるのかということが考察されなければならない。このような裁定利益の獲得には2つのプロセスがある<sup>(15)</sup>。第1に、所与の条件のもとでの行動代替案に対する経済的租税負担を算出する。このプロセスは、税制上の投資促進措置が与えられる場合にとりわけ重要となる。第2に、新たな枠組み条件を構築する。すなわち、市場パートナーとの形成機会の中で最小の経済的租税負担をもたらす制度が追求されるのである。

まず、企業管理者は法的租税負担と経済的租税負担の差異に注目し、実質的な租税負担として経済的租税負担を算出する。投資促進措置が与えられた場合にその負担額に影響が生じるため、裁定利益を獲得するための最初の考察として、税率が引き下げられたり、投資補助金や投資奨励金が与えられたり、あるいは、特別減価償却が認められたりした場合の企業管理者の意思決定に対する課税の影響が明らかにされるのである。これらの影響は全体経済的な観点からどの政策が最も効果的

であるかというように考察されることもあるが、経営経済学においては企業管理者の立場からそれらの問題に取り組むことが必要である。

そのような経済的租税負担を把握した後に、その負担を可能な限り回避するための新たな制度の構築や組織の改革が追求される。もちろん、このような租税回避は合法的な範囲のものだけが考察の対象となる。この制度の例としてリース契約が挙げられる。平成20年のリースの会計処理方法変更によりリースにおける税制上のメリットが喪失されるという一般的な主張に対しては、企業者職能論的な考察から異議が唱えられる。通常の所有権移転外ファイナンス・リースが賃貸借ではなく売買取引と見なされることから、ユーザーのリース資産の償却方法が賃貸借方式からリース期間定額法へと変更され、従来の減価償却方法における税制上のメリットがなくなると主張される。しかし、企業者職能論に基づく考察では、確かにリース契約においても税制に関する知識の優位性が利用されるが、この場合の対象は市場パートナー、つまり契約相手である賃貸人としてのリース会社ではなく、税法立法機関に対する優位性でなければならない。すなわち、税法立法機関に対する知識の優位性を用いて市場パートナーと共同でリース制度を構築することにより、裁定利益が獲得されなければならないのである。このことから、リースにおける租税に関するメリットは、賃借人であるユーザーと賃貸人であるリース会社の税額合計が資産を購入した場合より小さい場合に発生する。その際、租税支払い時期の相違による利子効果が重要な影響要因である。確かにユーザーが何を損金に算入するかにより、換言すると、減価償却をユーザーが行うのかあるいはリース会社が行うのかということにより、ユーザーがそのリース資産からもたらされる正味現在価値、すなわちユーザーにおけるリースのメリットは変化する。ただし、この計算ではその他の条件、たとえばリース料が

一定であると仮定されているのである。しかし、ユーザーが減価償却を行わないことによってもたらされるメリットは、それと同等のデメリットをリース会社が被ることになるため、実際にはそのことはリース料に反映されるであろう。また、前述したように、企業者職能論の観点において重要になるのは、税法立法機関に対する知識の優位性であり、ユーザーとリース会社間の知識差ではない。そのため、ユーザーはリース会社と共同で税制上のメリットを伴うリース契約を形成するのである。たとえば、投資促進措置による税制メリットを得るようなリース契約、あるいは、ユーザーとリース会社との間で効果的に減価償却が行われるようなリース契約が創出されなければならないのである。

## VI 結

企業者職能論の観点から投資決定における企業課税の問題を論じる場合、企業管理者が不完全な知識の不均等分布を利用することによって、とりわけ政府に対する知識の優位性によって裁定利益を獲得するための方法が明らかにされるのである。すなわち、租税負担を削減するために、企業管理者がどのような意思決定を為すのか、そして、彼らが新たな制度を構築したり、あるいは、組織を改革したりするのかということが考察されなければならない。本稿においては、経営税務論において投資決定をいかに論じるのかという枠組みを明らかにした。その具体例として、投資促進措置やリースを簡単に取り上げたが、さらに企業における個別の問題を考察することは今後の課題とした。

### 〈注〉

- (1) シュナイダーが主張する企業者職能論については以下を参照。Schneider, D.: Allgemeine Betriebswirtschaftslehre, 2. Aufl., München/

- Wien 1985, S. 5ff. Ders.: Betriebswirtschaftslehre, 1. Bd.: Grundlagen, 2. Aufl., München/Wien 1995, S. 1ff. Ders.: Betriebswirtschaftslehre, 4. Bd.: Geschichte und Methoden der Wirtschaftswissenschaft, München/Wien 2001, S. 509ff. D. シュナイダー著, 深山 明訳 『企業者職能論』 森山書店, 2008 年。
- (2) Rose, G.: Betriebswirtschaftliche Steuerlehre, 3. Aufl., Wiesbaden 1992, S. 21f. Herzig, N.: Steuern – Betriebswirtschaftliche Steuerlehre: von der Verrechnungslehre zur ökonomischen Analyse der Besteuerung, in: Gaugler, E. und Köhler, R. (Hrsg.): Entwicklungen der Betriebswirtschaftslehre, 100 Jahre Fachdisziplin – Zugleich eine Verlagsgeschichte, Stuttgart 2002, S. 461–473 hier S. 463f.
- (3) Findeisen, F.: Eine Privatwirtschaftslehre der Steuern, ZfHH, Heft 8 (1919/20), S. 163f. Wöhe, G.: Betriebswirtschaftliche Steuerlehre I/1, 6. Aufl., München 1988, S. 6. Herzig, N.: a.a.O., S. 463f.
- (4) Findeisen, F.: Unternehmung und Steuern (Steuerbetriebslehre), Stuttgart 1923, Vorwort S. III. Wöhe, G.: a.a.O., S. 7.
- (5) Wöhe, G.: a.a.O., S. 9–11. Herzig, N.: a.a.O., S. 466.
- (6) Pohmer, D.: Grundlagen der betriebswirtschaftlichen Steuerlehre, Berlin 1958, S. 51. Scherpf, P.: Zur Entwicklung der betriebswirtschaftlichen Steuerlehre (Versuch eines einheitlichen Systems), Neue Betriebswirtschaft, 12. Jg. (1959), S. 61–65 hier S. 64.
- (7) Wöhe, G.: a.a.O., S. 14ff.
- (8) Wöhe, G.: a.a.O., S. 23. Wöhe, G. und Bieg, H.: Grundzüge der betriebswirtschaftliche Steuerlehre, 4. Aufl., München 1995, S. 1.
- (9) Wöhe, G.: a.a.O., S. 24–29. Wöhe, G. und Bieg, H.: a.a.O., S. 1–3.
- (10) Schult, E.: Betriebswirtschaftliche Steuerlehre: Einführung, 3. Aufl., München/Wien 1998, S. 5ff.
- (11) Schult, E.: a.a.O., S. 22f.
- (12) Schneider, D.: Allgemeine Betriebswirtschaftslehre, S. 5ff. Ders.: Betriebswirtschaftslehre, 1. Bd., S. 24 und 30ff. Ders.: Betriebswirtschaftslehre, 4. Bd., S. 509ff.
- (13) Schneider, D.: Betriebswirtschaftslehre, 1. Bd., S. 20ff.
- (14) Schneider, D.: a.a.O., S. 33ff.
- (15) Schneider, D.: Betriebswirtschaftslehre, 3. Bd.: Theorie der Unternehmung, München/Wien 1997, S. 644.